

令和3年6月23日

本 部 委 員 各位

単位団代表者 各位

草津市スポーツ少年団

本部長 村上 嘉寛

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係るスポーツ少年団の活動について
日ごろから当スポーツ少年団の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日、近隣府県に発出されていた「緊急事態宣言」を解除し、「まん延防止等重点措置」に移行されたことを受けて、草津市スポーツ保健課では、滋賀県保健体育課の通知（参考送付）をもとに、部活動についても、県の方針と同様に、別添の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の「9. 部活動について」（5月25日一部改定）を適応する旨、各市立中学校長宛てに通知されたところです。

当スポーツ少年団といたしましても、今回の市教育委員会の対応に準じ、別添通知文を参照いただき、下記の点に留意して活動されるよう要請します。

各単位団におかれましては、引き続き最大限に警戒度を高め、感染リスクの低減を徹底的に図りながらの活動をお願いします。併せて、活動への参加は、保護者の理解を得たうえで、風邪症状など体調不良時には参加を控えるなど、子どもたちに無理をさせることがないように配慮するとともに、活動の必要性を改めて検討するなど適切な対応をお願いします。

留意事項

- 1 緊急事態宣言（まん延防止等重点措置含）の対象区域に属する少年団等との練習試合・合同練習等については、引き続き不可とする。
- 2 県内および緊急事態宣言（まん延防止等重点措置含）の対象区域以外の地域にある少年団等との練習試合や合同練習等は、可能な限り感染症対策を行った上で可能とする。
- 3 合宿や泊を伴う活動は、滋賀県教育委員会が示す「新しい生活様式」がレベル1であれば可とする。（滋賀県教育委員会のホームページで確認してください。）
- 4 活動後に、室内や車内等においてマスクなしで長時間会話することや、多人数で食事をする等、感染リスクが高いと予想される行動は引き続き控えること。

※ 今後の感染状況の変化により対応を変更することがあることを申し終えます。

その他、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の使用許可にあたり、感染症対策などの付せられた条件を遵守すること。

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)
草津市下笠町 161 草津市立総合体育館内
担当：千代・芝(TEL077-568-5300) (FAX077-568-5301)
E-mail: tail@taikyo.net
HP: <https://taikyo.net>